

農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査を行わなければなりません。奥出雲町農業委員会では今年度も7月から町内すべての農地について農地パトロールを行います。

【農地パトロールの目的】

- ①地域の農地利用の確認 ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消 ③農地の違反転用発生防止・早期発見

【調査対象】奥出雲町内全ての農地

◆この調査のために農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局職員が皆様の農地に立ち入ることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ】農業委員会事務局 電話：52-2680 有線：20-4000 (内線4333)



まめネットをご存じですか？

まめネットとは

まめネットカードをお持ちの県民の皆さんの診療情報を医療機関等で共有するネットワークです



このような人におすすめです

高齢の人
持病やアレルギーがある人

複数の
医療機関を
受診している人

在宅訪問系
サービスを受け
ている人
(訪問介護など)



詳しくはこちらまでお問い合わせください

NPO法人
しまね医療情報ネットワーク協会
電話：0853-22-8058

左上のステッカーがある医療機関で登録ができます

森林火災の負の連鎖

環境にもお財布にもやさしい生活にチャレンジ!!

消防庁によりますと山林火災を含む林野火災は、2023年に全国で1,299件起きており、半数を超す679件が2〜4月に集中しています。出火原因は、刈り取った草木などを自宅の庭や田畑で焼却する「たき火(ケタ焼き)」が4割を占め416件、次いで野焼きなどの「火入れ」が247件と2つで6割を占めています。

また、今年は大規模な森林火災が岩手県大船渡市や岡山県・愛媛県でも発生し、海外でもロサンゼルスで大きな被害が出ていることは、記憶に新しいところです。

森林は、光合成によりCO2を吸収・固定し、酸素を放出して温暖化防止の緩和に貢献しています。

2024年の世界各地での森林・湿原の火災での消失面積は、日本の国土面積の2.3倍にあたる89万平方km。森林火災で出た二酸化炭素の量は、世界全体の排出量の2.3割になります。これにより「地球温暖化の進行」「極端な乾燥の増大」「森林火災の増大」「大気中の二酸化炭素濃度の上昇」「地球温暖化の進行」という「負の連鎖」が起こり温暖化を加速度的に進めてしまっています。

このままの勢いで森林破壊が続けば、木の実、キノコ、山菜などの食料・燃料が採れなくなり、海に流れ込む森からの養分が減ることで、魚介類・植物にも影響があります。野生生物種の半分以上が生息している森林の消失は、多くの野生生物を絶滅の危機に追いやり、異常気象による災害が増加する可能性が高まります。

森林を保全することは、地球環境を守り、私たちの生活を守るために不可欠です。



後期高齢者医療保険加入の皆様へお知らせです

【後期高齢者医療の資格確認書を更新します】

75歳以上の人・65歳～74歳で認定を受けて加入している人

更新は令和7年8月1日です

- 現在の保険証(クリーム色)または資格確認書(白色)の有効期限は令和7年7月31日です。
- マイナ保険証をお使いの方も、お使いでない方にも新しい資格確認書は、7月中旬から下旬にかけて特定記録郵便でお届けします。
新しい資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です(保険料の未納がある方には役場でお渡しさせていただく場合があります)。
- 令和6年中の所得等の状況により、医療機関等での窓口負担割合が変わることがあります。「一部負担金の割合」をご確認ください。

令和7年度分の後期高齢者医療保険料について

4月から3月までの年間保険料は、前年の所得状況に応じて個人ごとに計算し、7月にそれぞれ通知を行います。なお、保険料は世帯の所得等によって、7割軽減・5割軽減・2割軽減されることがあります。

年間保険料の計算方法

〔均等割額〕
被保険者一人当たり
50,160円

+

〔所得割額〕
賦課のもととなる所得金額 ※1
×
所得割合10.08%

※1「賦課のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額等(「公的年金収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」等で各種所得控除前の金額)から基礎控除43万円を差し引いた額です。
給与所得がある方は、所得金額調整控除が適用される場合があります。

詳しくは、7月に送付される保険料通知および、一斉更新時の資格確認書に同封の「後期高齢者医療制度のしおり」・リーフレット等をご確認ください。

【お問い合わせ】島根県後期高齢者医療広域連合：0852-20-7526
健康福祉課保険係 電話：54-2511 有線：31-5000 (内線5121)

国民健康保険「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の送付について

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、紙の健康保険証は令和6年12月2日に新規発行を終了しました。
現在お持ちの健康保険証または資格確認書は令和7年7月31日で使えなくなります。
7月中旬頃から各加入世帯に、新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお届けいたします。

- ・マイナ保険証をお持ちでない方…「資格確認書」を送付します。
 - ・マイナ保険証をお持ちの方…「資格情報のお知らせ」を送付します。
- 詳しくは、一緒にお送りする文書でご確認ください。

※マイナ保険証とは、健康保険証として利用できるように登録をしたマイナンバーカードのことです。



【お問い合わせ】健康福祉課保険係 電話：54-2511 有線：31-5000 (内線5123)